

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議における審議結果について

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年3月30日	第1回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について	総務部・世田谷保健所	改正特措法に基づく「政府対策本部」及び「東京都新型コロナウイルス感染症本部」の立ち上げを受け、区は、令和2年3月26日付けで「世田谷区健康危機管理対策本部」を区対策本部に移行する。名称は、「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部（世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部）」とし、構成員について決定する。	付議のとおり決定。	構成員の資料の名称等軽微修正あり	有り（令和2年3月30日）
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等の再開について	教育委員会事務局	新学期における区立小中学校の授業等については、必要な感染症対策を講じるなど子どもたちの安全に十分に留意して再開する。始業式から4月10日（金）までの期間については、学年ごとに登校時間を異ならせる分散登校方式により授業等を実施し、4月13日（月）以降の期間については、通常の時間割により授業等を実施する。	決定事項なし。 4月1日まで判断を延期。	4月1日まで判断を延期。	
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の対応に伴う学校施設開放の中止期間の延長について	教育委員会事務局	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校休業期間中（4月5日まで）の学校施設の開放を中止しているが、中止する期間を4月15日（水）まで延長する。	付議のとおり決定。		有り（令和2年3月30日）
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止に関する新BOP、児童館について	子ども・若者部	学校が分散登校または再開の延期となった場合は、4月1日以降、児童館を閉館し、学童クラブの一日育成に、児童館の人員を振り向ける。	新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高まり、それに対応した安全な運営をすることが困難であると判断し、令和2年4月1日（水）から4月15日（水）まで、児童館を閉館する。	児童館休館理由の修正（学校対応に伴うものではなく、感染拡大リスクの影響） 休館期間：令和2年4月1日（水）から4月15日（水）まで	有り（令和2年3月30日）
令和2年3月30日	第1回			各総合支所 生活文化部 子ども・若者部		【関連事項】 感染拡大リスクを鑑み、区の各関連施設の休止・休館等の対応を行う。（方向性の決定）	この方針に基づき、文化施設等、青少年交流センター、おでかけひろば、区民利用施設の休止・休館等の対応を行う。	有り（令和2年3月30日）
令和2年3月30日	第1回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う認可保育園における保育料等の取扱いについて	保育担当部	新型コロナウイルス感染症予防のために認可保育園を休園したお子さんの保育料、延長保育料については、欠席した日数に応じて減免する。 減免する保育料、延長保育料は、3月（延長保育料除く）、4月、5月分とする。なお、6月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視し、改めて検討する。	付議のとおり決定。	記載のとおり決定 （以下本部内での意見） 認可外保育施設への対応の方向性をあわせて検討する必要がある。東京都の認可外施設への対応を改めて確認（財源措置等を実施する予定があるか等）し、伝えられる情報をあわせて伝えていく等、HPへの掲載、施設、区民への丁寧な周知が必要。	有り（令和2年3月30日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月1日	第2回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	東京都における新型コロナウイルス感染症の感染者数の拡大状況等を踏まえ、区立小中学校においては、通常の時間割による授業等は、令和2年5月7日(木)からの再開を目指すこととし、令和2年5月1日(金)までの間は、学年ごとに登校日や登校時間を異ならせる分散登校などにより子どもたちの安全に十分に留意した措置を講じたうえで、授業・学習指導等を実施する。	付議のとおり決定。		有り(令和2年4月1日)
令和2年4月1日	第2回	報告事項	区内通所介護事業所における新型コロナウイルス感染者の発生について	高齢福祉部	令和2年3月31日、区内通所介護事業所(デイホーム千歳(所在地:給田))に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した。 本件に対する概要とその対応について報告があった。	-	-	有り(令和2年4月1日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月3日	第3回	審議事項	新学期における区立小中学校の授業等について	教育委員会事務局	世田谷区内の感染状況も拡大傾向にある状況をふまえ、下記のとおり、4月1日の決定内容を変更する。 ・区立小学校の入学式（4月6日予定）及び区立中学校の入学式（4月7日予定。夜間学級については4月6日予定）は、延期する。 ・区立小中学校の始業式（4月6日予定）は、延期する。 ・区立小中学校は、5月1日まで臨時休業とし、5月7日からの再開を目指して検討を進める。当初予定していた臨時休業期間中の分散登校についても見送る。 上記3点について、区ホームページに掲載する。	付議のとおり決定。		有り（令和2年4月3日）
令和2年4月3日	第3回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う新BOPの運営休止について	子ども・若者部 教育委員会事務局	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、4月6日から当面の間休止する。 BOPは全面休止	・都内及び区内の感染者数の拡大が懸念される中、新BOPにおける感染拡大のリスクに対応した環境の確保及び安全な運営体制の整備は困難であると判断し、学童クラブの運営も含め新BOPの運営を、4月6日から当面の間休止する。 <u>ただし、以下の家庭については学童クラブを利用可能とする。</u> ・医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭 ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な家	特定の事情がある場合は、利用可能とする。	有り（令和2年4月3日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ利用を休止する区施設等について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区施設等の利用について、4月8日(水)から5月31日(日)まで休止する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容による大幅な修正はない予定	
令和2年4月7日	第4回	審議事項	緊急事態措置を受けた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 保育部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、世田谷区の保健福祉に関する施設・事業の運営については、要請等を受け休止する施設のほかは、感染予防対策を徹底し、職員や利用者の健康管理の徹底と、衛生管理の徹底の管理を行い、事業を継続することを基本とする。(各施設については別紙詳細あり) 期間については、原則として、緊急事態措置の期間対応とするが、今後の状況に応じて改めて検討する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容により、修正あり 再度本部で審議	
令和2年4月7日	第4回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	国による緊急事態宣言後の、東京都による緊急事態措置が発表されるまでの間、区内の認可保育所、地域型保育事業、私立認定こども園の運営については、仕事を休んで家にいることが可能な保護者への登園の自粛を要請する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容により、修正あり 再度本部で審議	
令和2年4月7日	第4回	審議事項	多聞幼稚園保育卒の取り扱いについて	教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区内の区立認定こども園多聞幼稚園の保育卒の運営については、原則休園とすることとし、併せて事業が継続される世帯等への「応急保育」を実施する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容により、修正あり 再度本部で審議	
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、窓口を含め、区の業務を継続する。	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容による大幅な修正はない予定	
令和2年4月7日	第4回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえ延期する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置が発表された場合には、その内容を踏まえ、区が主催するイベントについて、4月8日(水)から5月31日(日)までの期間、屋内外を問わず開催を延期する(当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中	なし 東京都による緊急事態措置内容が出た際に再度決定する	緊急事態措置内容による大幅な修正はない予定	

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月10日	第5回 (書面開催)	審議事項	緊急事態宣言後の保育の対応について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、4月9日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、区内保育所等利用者に対して、今後はより強く園児の登園自粛を要請するとともに、これまでの通常保育から、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、規模を縮小した保育へ移行する。 実施期間は、令和2年4月13日(月)から緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合はそれに準じる。	付議のとおり決定	東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、都の緊急事態措置内容を想定し、決定。区民周知を行った。	あり(令和2年4月10日)1回目
令和2年4月10日	第5回 (書面開催)	審議事項	緊急事態宣言後の対応について(新BOP(学童クラブ、BOP))	子ども・若者部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、4月9日付で東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、新BOPについては、4月6日(月)以降の取扱い(当面の間休止)を継続する。 学童クラブは、これまでどおり現下の状況により仕事を休むことが困難な方の児童を預かることとする。また、保護者に対し、可能な限り、学童クラブの利用を控えるよう依頼する。 実施期間は緊急事態宣言適用期間である5月6日(水)までとし、適用期間が延長された場合は、それに準じる。	付議のとおり決定	東京都通知「緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について」を受け、都の緊急事態措置の内容を想定し、決定。区民周知を行った。	あり(令和2年4月10日)1回目

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月10日	第6回 (書面開催)	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部 世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症に関する国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を受け、世田谷区の保健福祉に関する各施設・事業の運営についての対応を決定する。(保育事業及び新BOP(学童クラブ・BOP)並びに高齢者施設(短期入所施設、通所施設)を除く) <基本的考え方> (1)東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設等については、感染防止対策を徹底し、事業を継続する。 (2)東京都による緊急事態措置の対象となる社会福祉施設以外の保健福祉施設等についても、感染防止対策を徹底して事業を継続することを基本とする。ただし、感染防止の観点からやむを得ない場合は、事業の一部または全部を休止、もしくは事業の縮小を行う。 (3)相談に関する事業は面談や訪問をできる限り実施せず、電話相談を基本に継続する。 実施期間は緊急事態措置の期間(5月6日(水)まで)の対応とする。ただし、今後の状況に応じて柔軟に対応	付議のとおり決定	東京都による緊急事態措置内容を踏まえ決定	あり(令和2年4月10日)2回目
令和2年4月10日	第6回 (書面開催)	審議事項	緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について	高齢福祉部	東京都通知「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」を受け、介護サービス事業所・施設の対応について、事業者に対し下記の内容を依頼する。 ・各施設・サービス事業所より一層の感染拡大防止に取り組み、引き続き事業運営を継続すること。 ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 感染拡大防止の観点から、各利用者が現在利用しているサービスの必要性を再度確認し、利用者・家族と相談の上、必要に応じてサービスの見直しを行うこと。 対応を依頼する期間は、緊急事態措置の期間(5月6日(水)まで)の対応とする。	付議のとおり決定	東京都通知「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」を受け、決定。	あり(令和2年4月10日)2回目

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置後の区民利用施設等の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言（4月7日）及び東京都による緊急事態措置（4月10日）を受け、区は、さらなる新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、区民利用施設等の利用について、これまで休止していた施設は休止を継続するとともに、新たに休止する施設を追加する。 休止の期間は4月11日（土）から5月31日（日）までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定	東京都による緊急事態措置内容を踏まえ決定 当初の休止期間は4月15日（水）まで休止としていた（3月31日政策経営部個別決定）が、本本部で5月31日までに決定。	あり（令和2年4月10日）3回目
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた区の窓口等業務の継続について	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において、官公署は「社会生活を維持する上で必要な施設」とされ、休止要請の対象ではないことから、今後も窓口を含め、区の業務は基本的に継続する。 併せて、窓口の混雑緩和による区民等への感染リスク軽減を図るための取組みをさらに推進していく。 その他の事業についても、基本的に継続する。 ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事業の休止等が必要なものについては、所管部において判断し、区ホームページ等で対象者に周知する。	付議のとおり決定	東京都による緊急事態措置内容を踏まえ決定	あり（令和2年4月10日）3回目
令和2年4月10日	第7回 【書面開催】	審議事項	延期または中止する区主催のイベントについて	政策経営部	国による緊急事態宣言を受けて実施される東京都緊急事態措置において公表された催物の開催の停止要請等を受け、緊急事態措置後の区主催イベントの対応を以下のとおり、延期または中止を継続する。 ・区が主催するイベントについて、屋内外を問わず開催を延期する（当初予定していた日程以外での開催が困難なイベントは中止とする）。 対象期間は4月11日（土）から5月31日（日）までとする。ただし、緊急事態措置の適用期間も考慮し、今後の状況に応じて適宜判断していく。	付議のとおり決定	東京都による緊急事態措置内容を踏まえ決定	あり（令和2年4月10日）3回目

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	保育所等の休園について	保育部 教育委員会事務局	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、区内保育所等利用者に対して、園児の登園自粛を要請し、「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小保育ガイドライン（第1版）」に基づき、縮小保育を行ってきたところであるが、区内で感染が著しく拡大している状況を鑑み、保育所等を休園する。 対象施設 区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、区立認定こども園（保育枠）、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ 期間 令和2年4月20日（月）から緊急事態宣言適用期間である5月6日（水）まで。 なお、就業先と調整される間は、保育を継続することとする。	付議のとおり決定	<修正内容> 緊急事態宣言が全国に拡大したことも背景に含ませる。 4月10日に既に対応している内容を盛り込む。	あり（令和2年4月17日）1回目
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症の影響による区内保育施設の保育料の取扱いについて	保育部	・区内の保育施設（認可保育園の定期利用保育、認証保育所、保育室、保育ママ、認可外保育施設（国の指導監督基準を満たしている施設））を園児が欠席した場合や園が休園した場合の保育料の補助を行う。 ・保育料の補助対象は、4月～5月分の保育料とし、国の緊急事態宣言、都の緊急事態措置が出される前に登園を自粛した期間（4月1日～6日）も、補助の対象とする。 実施期間 令和2年4月～5月 国の緊急事態宣言が出される前（4月1日～6日）に自発的に登園を自粛した場合も対象に含む。	付議のとおり決定	認可保育園の保育料減免の実施期間と異なる点 3月は含まない。	あり（令和2年4月17日）1回目
令和2年4月17日	第8回 【書面開催】	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における育児休業復帰時期の延長及び副食費等の取扱いについて	保育部	・保護者の育児休業復帰時期を5月中から6月中に延長する。（4月以降の入園で、保護者が育児休業中の場合、6月中の復職でも可とする。） ・保育料及び区立園の延長保育料について、保護者からの減免申請を問わず、欠席日数に応じて減免を行う。 ・区立認可保育園の副食費について、欠席日数等に応じて減免減額する（4月、5月分）。休園中の給食を提供しない日についても減免する。	付議のとおり決定		あり（令和2年4月17日）1回目

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月17日	第9回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	区における検査件数を増加することを目的に、検査待ちの状況の改善、迅速かつ効率的な検査につなげるため、検査体制を拡充する。 世田谷保健所では令和2年4月8日（水）より、空き施設を活用したPCR検査を開始した（平日の午後実施）。その後、世田谷区医師会会員医師の協力も得て、世田谷保健所とともに検査を実施している。今後、玉川医師会の協力も得て準備が整い次第、順次開始する。	付議のとおり決定	・区の体制のフロー図修正。 ・議員提供版には、場所等秘匿情報は伏せたうえで、情報提供を行う。	あり（令和2年4月17日）1回目
令和2年4月17日	第9回	報告事項	世田谷区社会福祉協議会の新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付（福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費）の受付方法の変更について	保健福祉政策部	世田谷区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付（福祉資金緊急小口資金、総合支援資金生活支援費）を実施しており、ぶらっとホーム世田谷において電話予約による面談を経て、貸付を決定している。 今般の新型コロナウイルス感染症の状況と申請件数の増加に対応するため、郵送での申請の受付を開始する。		郵送受付時の必要書類の記載の仕方、修正指示あり。	あり（令和2年4月17日）2回目

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部における事業継続対策部会の設置について	総務部	新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年3月26日付で「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し各取り組みを進めているところであるが、さらなる感染拡大防止、増大する感染者対応等に迅速かつ的確に対応していくため、以下のとおり本部条例規則第2条に基づく「事業継続対策部会」を設置することとする。 なお、部会構成員は勤務訓令により本務と同様の職務命令を発令する。	付議のとおり決定	・部会構成員については、柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜追加・変更できるものとする。	あり（後日依命通達と同日に行う）
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について	財務部	4月16日に国の緊急事態宣言対象地域が全国に拡大され、東京都が「特定警戒都道府県」に位置づけられる中、区内でも感染が拡大している状況に鑑み、感染拡大防止に係る区発注工事等の対応について整理し、受注者に改めて周知を行い、感染拡大防止対策の徹底を図る。 区発注工事等の施工者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、施工者から見積を徴収したうえで協議を行い、区が必要と認めた対策については、施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。	付議のとおり決定		あり（令和2年4月24日）
令和2年4月24日	第10回	審議事項	新型コロナウイルス感染防止対策としてのPCR検査体制の拡充について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス対策として、医師会によるPCR検査等（保険診療適用）をし、診療所からの紹介もできるようにするなど、検査体制の拡充を図る。世田谷区医師会会員医師及び玉川医師会の協力による検査体制の拡充については、4月17日の本部において決定されたところであるが、玉川医師会の検査体制について、調整が整ったため改めて報告する。	付議のとおり決定	世田谷医師会のPCR検査実施におけるCT検査の導入可否について、確認を行う。4月28日区長記者会見までに決定された内容で、情報提供を行う（議員への情報提供及び区長記者会見。）	あり（世田谷医師会のPCR検査実施におけるCT検査の導入可否の決定を待ち、決定内容を反映したうえで、28日区長記者会見前に行う）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月28日	第11回	審議事項	(仮称)特別定額給付金事業の実施について	《政策経営部》 《交流推進担当部》	令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において示された(仮称)特別定額給付金について、すべての区民に可能な限り迅速かつ確実に給付ができるよう、令和2年5月1日付で専管組織を設置し、同日より事業実施に取組む。	補正予算の区長査定を経た後、国の補正予算成立をもって決定(所管決定)		あり(令和2年5月1日) 第1次補正予算の情報提供として財政課より情報提供
令和2年4月28日	第11回	審議事項	「(仮称)世田谷区新型コロナウイルスとともに立ち向かう寄附金」の募集について	《政策経営部》	新型コロナウイルス感染症の対策を、区民を始めとした皆様からの寄附金により加速させるため、「(仮称)世田谷区新型コロナウイルスとともに立ち向かう寄附金」を募集する。 募集開始時期:令和2年4月30日(木)から	付議のとおり決定	寄附の使途の説明に一部修正(機運醸成の部分)	あり(令和2年4月30日)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策商店街向け融資制度の実施について	《経済産業部》	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが下落した商店街加盟店が商店街費を支払うことが困難になり、商店街がこれを減免する事態が生じているため、商店街振興組合等に対する融資あっせん制度の利子全額補助および信用保証料全額補助の制度を設置し、地域の公共的役割を担っている商店街の支援を行う。 実施期間:令和2年5月(金融機関との契約締結後、順次)~9月30日	補正予算の区長査定を経た後、所管部で起案決定	事業実施の背景(商店街費を支払うことが困難...)の文言修正	あり(令和2年5月8日)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	保育所等の休園の取り扱いについて	《保育部》 《教育委員会事務局》	現在保育所等においては、緊急事態宣言の期間である5月6日(水)まで休園しているが、休園期間を5月31日(日)まで延長する。	付議のとおり決定		あり(令和2年4月28日)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新BOP(学童クラブ、BOP)の取り扱いについて	《子ども・若者部》 《教育委員会事務局》	新BOPについては、緊急事態宣言の期間である5月6日まで休止としているが、5月7日以降の対応について事前周知を行う必要があるため、5月31日まで休止の取扱いを延長する。	付議のとおり決定	児童館の休止についても同じ取扱いの旨記載する。	あり(令和2年4月28日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年4月28日	第11回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	《保健福祉政策部》 《高齢福祉部》 《障害福祉部》 《子ども・若者部》 《世田谷保健所》	これまで、各施設の対応について基本的考え方を示し、適用期間を緊急事態宣言の期間としてきたが、国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間、対応を継続することとする。 なお、子ども・若者部については5月31日(日)までとする。	付議のとおり決定		あり(令和2年4月28日)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	区立小中学校・幼稚園の臨時休業の取扱いについて	《教育委員会事務局》	区立小中学校・幼稚園については、緊急事態宣言の期間である5月6日(水)まで臨時休業としているが、休業期間を5月31日(日)まで延長する。	付議のとおり決定		あり(令和2年4月28日)
令和2年4月28日	第11回	審議事項	新型コロナウイルス感染拡大に伴う就学援助の支給について	《教育委員会事務局》	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、区立小中学校が休校する中、給食についても休止している。就学援助受給世帯をはじめとして、多くの家庭で子どもへの昼食の提供について負担が増加していることから、経済的な支援を目的として、就学援助受給世帯に対して、臨時休校期間中(4月～5月)の「給食費」相当額の支給を行う。	補正予算の区長査定を経た後、所管部で起案決定		あり(令和2年4月30日)
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用を休止している区民利用施設等の休止期間の延長について	《政策経営部》	5月6日までを休止期間としていた施設について、休止期間を5月31日(日)まで延長する。			あり(令和2年4月28日)
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例措置について	《保健福祉政策部》	令和2年4月23日付け厚生労働省通知に基づく臨時特例措置により、国民年金保険料免除申請受付を開始する。		国(年金事務所)事業の周知	あり(令和2年4月28日)
令和2年4月28日	第11回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等保育料の算定方法について	《保育部》	認可保育園等の欠席に対する保育料等の減免にかかる手続き及び算定方法について定める。		施策については3月30日及び4月17日の本部で決定済み。	あり(令和2年4月28日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区施設および事業の再開に向けた基本的な考え方について	《政策経営部》	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後区施設および事業の再開について、基本的な考え方を定める	付議のとおり決定	一部資料を修正（施設運営...の見直し本質的な見直しを各部で行う）	あり（5月22日予定）
令和2年5月19日	第12回	審議事項	区立小中学校の対応について	《教育委員会事務局》	5月31日まで臨時休業としている区立小中学校について、6月1日以降の対応について方針を定める必要があるため、本案を付議する	付議のとおり決定	一部資料を修正（感染者が発生した場合の、休業に関する記載）	あり（5月22日予定）
令和2年5月19日	第12回	審議事項	新BOP（学童クラブ、BOP）等の取扱いについて	《子ども・若者部》 《教育委員会事務局》	新BOP及び児童館については、緊急事態宣言の期間である5月31日まで休止・休館としているが、6月1日以降の対応について、保護者等に対し、事前周知する必要があるため、当面の扱いを決定する	付議のとおり決定	一部資料を修正（保育等の資料と施設再開などの段階に関する表現を合わせる）	あり（5月22日予定）
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	《政策経営部》	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区民利用施設等の利用について、感染状況等の段階に応じた対応方針を定める	付議のとおり決定	一部資料を修正（都のステップに対応した施設の休止、再開の方針という記載を、都のステップを踏まえて区が休止、再開を判断するという内容の記載にする）	あり（5月22日予定）
令和2年5月19日	第12回	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	《政策経営部》	国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置の状況も踏まえ、今後、区主催イベントについて、感染状況の段階に応じた休止や開催の判断基準を定める	区主催イベントの休止・開催の判断基準については、本部決定とする。ただし、個々のイベントの開催可否については、各部で決定すること	個々のイベントの開催可否の決定を各部で決定することとしたため、別添の参考資料は、本部資料から外す	あり（5月22日予定）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年5月20日	第13回	審議事項	令和2年6月1日以降の保育の取り扱いについて	《保育部》	現在保育所等においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月31日まで休園しているが、令和2年6月1日以降の対応について、保護者等に対し事前周知する必要があるため、当面の取り扱いを決定する 【緊急事態宣言が継続された場合】 継続された期間に応じて休園を延長する 【緊急事態宣言が解除された場合】 休園措置を終了する	付議のとおり決定	一部資料の修正及び追加（保護者が登園自粛に協力しやすい工夫（保護者の働く事業者あて通知を出すなど）について追記）	あり（5月22日1回目）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認可保育園等における対応について	《保育部》	<認可保育園等> ・保育料、延長保育料、副食費、定期利用保育利用料の減免について、6月分も対象とする。【延長】 ・保護者の育児休業からの職場復帰時期、児童の欠席できる期間を延長する。【延長】 <認可外保育施設> ・認証保育所、保育室、保育ママ、基準を満たす認可外保育施設を園児が欠席した場合等の保育料の補助について、6月分も対象とする。【延長】	付議のとおり決定		あり（5月22日1回目）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	区立幼稚園・認定こども園の対応について	《教育委員会事務局》	5月31日まで臨時休園としている区立幼稚園及び認定こども園について、6月1日以降の対応について方針を定める必要があるので、本案を付議する。	付議のとおり決定		
令和2年5月20日	第13回	審議事項	東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について	《保健福祉政策部》 《高齢福祉部》 《障害福祉部》 《子ども・若者部》 《世田谷保健所》	国の緊急事態宣言及び都の緊急事態措置等の状況を踏まえ、社会福祉施設等について当面の対応を決定する	付議のとおり決定	資料の全面修正をする。 （主な指摘） ・休止に伴う利用者の心身への影響や施設再開に向けた段階の状況等を記載すること ・別紙の記載レベルが、各部で統一されていない	あり（5月22日予定）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	臨時休館中の世田谷区立図書館の再開方法について	《教育委員会事務局》	区立図書館では、令和2年4月11日（土）から5月31日（日）までの間、臨時休館としているが、緊急事態宣言が解除または緊急事態措置に基づく施設休止要請が緩和された場合を想定し、段階的な再開方法について決定する	付議のとおり決定	一部資料を修正（貸出宅配サービスに関する記載、経費概算に関する記載の修正）	あり（5月22日予定）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク等物資の供給について	《総務部》	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区職員等へマスクの配付や各施設等へ手指消毒液の配付を次のとおり行う	付議のとおり決定	一部資料を修正（今後の調達目標を追記）	あり（5月22日予定）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	避難所における新型コロナウイルス感染症への区の対応について	《危機管理部》	避難所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、次のとおり対応し、感染症対策を徹底する	付議のとおり決定	一部資料を修正（前提条件を追記する）	あり（5月22日予定）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえたICT教育環境の充実及び保健衛生用物品の購入について	《教育委員会事務局》	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、自宅でのオンライン学習を実施できる環境が整っていない小学校4年生以下の児童の学習用として、都の補助金を活用し、学校に設置している教育用タブレット型情報端末の一部を貸し出すために必要な作業等を行う また、文部科学省の「GIGAスクールネットワーク構想」に基づき、国及び都の補助金を活用し、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末の配備及び構内通信ネットワークの整備を行う さらに、今後の学校再開に向けての環境整備として、国及び都の補助金を活用し、非接触型検温器及び飛沫感染防止シート等の購入を行う	付議のとおり決定		あり（5月22日予定）
令和2年5月20日	第13回	審議事項	世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の活用について（第1回）	《政策経営部》	4月30日より募集を開始した標記の寄附金について、第1回目の活用方法を決定する。	付議のとおり決定	今後、寄附がどのように使用されていくのか、また、どのように使用していくのかを、HPなどでしっかりアピールをしていくこと	あり（5月22日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年5月29日	第14回 【書面開催】	審議事項	今後の区民利用施設等の対応について	《政策経営部》	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ2」への移行発表を踏まえ、今後の区民利用施設等の対応を定める。 区は、都の休業要請等の緩和措置の状況も踏まえ、施設種別ごとに段階的な再開の方針を定める。なお、今後、改めて東京都の施設休止要請の対象となった施設については、再度休止とする。	付議のとおり決定		あり（5月29日）
令和2年5月29日	第14回 【書面開催】	審議事項	今後の区主催イベントの対応について	《政策経営部》	区による緊急事態宣言解除や東京都の「ステップ2」への移行発表を踏まえ、今後の区主催イベントの対応を定める。 屋内外を問わず、徹底した感染拡大防止策が講じられるイベントについて、段階的に実施する。 なお、今後、改めて東京都からイベント休止要請が出された場合については、再度休止とする。	付議のとおり決定		あり（5月29日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年6月4日	第15回	審議事項	PCR検査体制等の今後の取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査の今後の取組みなどについて報告する。	PCR検査体制について、すべての濃厚接触者を検査対象にすることを決定。詳細について検討を進め、再度本部にて審議する。 また、医療関係者へのリスクを軽減する唾液採取による検査の導入に向けて準備を進める。		なし
令和2年6月4日	第15回	審議事項	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	政策経営部	区内で陽性者が発生した場合等の対応について	感染者が増加している現状を踏まえ、以下の点を考慮して、今週末までに再度区民へ注意喚起を行う。 事態を公表することで、次に感染者が発生した場合に協力が得られなくなる可能性があるため、相手方に十分理解をいただくこと クラスターが発生した場所だけでなく、どんな場所でも感染のリスクがあること 発生個所の詳細ではなく、クラスターが発生したシチュエーションを示すこと 感染者が出た場合には、調査へのご協力を合わせてお願いすること		なし
令和2年6月8日	第16回	審議事項	区民利用施設等の再開等について	政策経営部	これまで休止してきた区民利用施設等について、5月29日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された方針に基づき、再開または引き続き休止とする。なお、区民センター、地区会館、区民集会室の再開に当たり、利用者が遵守すべき「新しい生活様式」における利用者ガイドラインを示す。	付議のとおり決定。ただし、指定喫煙場所については、指定スペース外での喫煙の可能性もあるため、特に混雑が予想される地域において監視体制等の対策を講じたうえで再開とする。	入場制限、人数制限等の表現について、誤解を招かないよう、定義を明確にする。	あり(6月8日)
令和2年6月9日	第17回	審議事項	PCR検査体制等の今後の取組みにつ	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査の今後の取組みや、抗体検査等の考え方などについて報告する。	方向性については、付議のとおりとする。具体的な手法については、今後も検討を継続する。		なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年6月19日	第18回	審議事項	新型コロナウイルス感染症予防に伴う新BOP休止期間中等における学童クラブ利用料等について	子ども・若者部 生涯学習部	休止期間中等（4月1日から7月末日）の利用料等の取り扱いについては、利用料を日割り計算で算出し、7～9月までの利用料と合算して請求することとする。	付議のとおり決定		あり（6月19日）
令和2年6月19日	第18回	審議事項	児童館の再開の方向性について	子ども・若者部	児童館の段階的な再開に向けた7月1日以降の取扱いについて、以下のとおりとする。 【7月1日～】 「臨時子育て広場（予約制）」、小学生対象の講座等（予約制）実施 17時以降を中高生世代の利用時間とする。中高生支援館では、週2日、中高生対応として1時間の利用延長を実施 【7月14日～】 乳幼児から高校生まで利用時間で対象区切って自由来館を開始 【8月1日～】 適切な感染防止対策を講じたうえで、通常運営を開始する	付議のとおり決定	資料の「段階」の使い方について、誤解を与えないよう整理すること。 最終形（通常に戻る）の段階を示すこと	あり（6月19日）
令和2年6月19日	第18回	審議事項	今後の保育の取り扱いについて	保育部	保育の取り扱いについて、7月1日から8月31日までを、通常保育に向けた段階的保育（保育対応レベル1）とする。 【通常保育に向けた段階的保育】 登園自粛は解除とするが、家庭保育の協力の実施をお願いする。 家庭保育の協力を合わせて、7月まで保育料減免を継続し、育児休業からの復帰期限を10月末とする。 「新しい日常における保育」について、PTを発足させ、今後の対策を検討する PTの検討結果を踏まえ、8月末を目途に、感染症拡大防止ガイドラインの改定を行う。	付議のとおり決定	PTの体制について、クラスター班など専門家の活用などを検討すること	あり（6月19日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年7月3日	第19回		今後のPCR検査等に対する取組みについて	保健福祉政策部 世田谷保健所	現在、実施しているPCR検査等の今後の取組みについて、以下の内容にて実施する。 1 国が唾液検査を保険適用にしたことを受け、その検査に対する検査時間や手法について検証する。 2 世田谷区医師会が行う、自己負担が発生する保険適用による検査について、5月の検査開始当初からの自己負担分の補助として、協力金等の形式で区が負担する。 3 PCR検査の拠点として活用している旧保健センターについて、東京都との協議を行ったうえで近隣対策を講じ、現在の非公表から公表の取り扱いに切り替えていく。 4 区におけるPCR検査体制については、この体制を維持する。なお、旧保健センターにおいては、現状の2ブースから4ブースにする。	PCR検査の拠点として活用している旧保健センターの公表については、東京都との協議が整ったうえで公表に切り替えることとする。 その他については、付議のとおり決定	・PCR検査における世田谷区医師会への費用補助について、本年5月までの状況をわかりやすい記載へ修正すること	
令和2年7月3日	第19回		抗体保有調査（社会福祉施設対象）への支援について	保健福祉政策部 世田谷保健所	新型コロナウイルス抗体保有調査の実施を希望する区内の社会福祉施設（高齢福祉施設・障害福祉施設）に対し、東京都医学総合研究所での検査実施の調整、検体採取・運搬の助成などの支援を行う。	付議のとおり決定	・抗体保有調査の目的 「過去」の陽性率や感染の状況を把握することで、今後の感染予防策の充実にいかしていくことができる、とする。 ・検査対象者 「関係者」を追加する	
令和2年7月3日	第19回		新型コロナウイルス感染症対策に係る「(仮称)アドバイザー会議」の設置について		新型コロナウイルス感染症対策に係る、今後の区の対応などを議論する場として、学識経験者や医療関係者などで構成する「(仮称)アドバイザー会議」を設置する。	名称を「新型コロナウイルス感染症対策に係る有識者会議」とし、付議のとおり決定とする。	・構成メンバーから区関係所管部の記載を削除する。 ・設置主旨については、幅広い分野に助言をいただくことを目的とするため、医療福祉分野の追加や、「経済」に関する記載を「区民生活」とする。	

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年7月27日	第20回		8月以降の区主催イベントへの対応について	政策経営部	8月以降の区主催イベントの人数や収容率の制限のさらなる緩和については、国や都の動向、区内の感染状況がまだ増加傾向にあることを踏まえ、これまでと同様の対応を継続することとする。	付議のとおり決定		あり（7月28日午前中）
令和2年7月27日	第20回		新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について	政策経営部 世田谷保健所	企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について決定する。	なし。 各部において再度資料内容の確認を行うこと及び第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において行う有識者との意見交換の場に出される意見を踏まえ、報告資料の修正後、再度本部において決定することとする。	【主な修正点】 ・情報の公表に関する表現 ・有識者との意見交換に関する表現	なし
令和2年7月27日	第21回		有識者との意見交換	—	区では、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の課題となる中で、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」を敷き、令和2年7月27日（月）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者にご出席いただき、各分野について区の現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。 <議事> 1 開会 2 区の現状分析に関する報告 3 総合的な施策展開について意見交換 (1)感染拡大防止に寄与する検査体制のあり方 (2)感染拡大防止と社会福祉施設運営のあり方 (3)感染拡大防止に寄与する区を行う普及啓発のあり方 (4)感染拡大防止と学校等子ども関連施設運営のあり方 (5)「感染拡大防止」と「区民生活・経済活動」の両立のために必要なこと 4 閉会	<有識者との意見交換において出た主な意見> ・PCR検査の拡充として、社会的インフラを支える施設やそれらを支えている区民等への社会的検査を行うことは、感染拡大防止策として有効である。 ・地域政策の在り方が変化しており、区が区民をどのように守るかを示すことが大切である。 ・感染拡大防止により日常生活が変化し、子どもの「生活・そだち・権利」に影響を与えていることを認識することが大切である。 ・子どもたちに対して、この間説明がないために、受動的に大人の意思決定に従うだけでなく不安だけが大きくなっており、子どもたちが主体的に考えられるような情報の提供の仕方に課題がある。 ・PCR検査の拡充するという意思は大切だが、どのように実現していくのか体制や環境整備を丁寧かつ具体的に検討していくことが重要である。	議事録8月14日に全議員へ情報提供	

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年7月29日	第22回 (書面開催)	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	《政策経営部》	第20回本部会議の審議結果および第21回本部会議における有識者との意見交換をふまえ、企画総務領域及び福祉保健領域の常任委員会にて報告を行う本案件の報告内容について、決定する。	付議のとおり決定		あり(7月31日予定)
令和2年7月29日	第22回 (書面開催)	報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について	《経済産業部》	新型コロナウイルス感染症に係る事業者等に対する支援の実施状況について、以下のとおり報告する。			あり(7月30日予定)
令和2年8月5日	第23回	審議事項	今後のPCR検査体制の方向性について	《保健福祉政策部》 《世田谷保健所》	区のPCR検査体制については、現在の約360件から約600件に拡充する取り組みを進めているが、今後さらに拡充を図る。 <今後の拡充施策(600~)> 玉川病院と関東中央病院の連携協力による検査体制の拡充(54件増) 玉川病院並びに関東中央病院の施設を活用した行政検査の委託(108件) 訪問によるPCR検査の実施 衛生検査所の設置	なし	・一人あたりのコストの目線、経済効率性の部分を精査してほしい。 ・既存の事業のやり方の整理(整合性や事業(今までシビアに話をしてこなかった部分)の適正性の確認と今後の拡充をセットで考えていかなければならない。 ・東京都や国への支援要望をしていく	なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年8月21日	第24回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて	《保健福祉政策部》 《世田谷保健所》	以下の2点について決定する。 現在実施している「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査の拡充について」 ・最大検査件数を約300件から600件に拡充する ・PCR検査センター内に検体採取検査機器を新たに設置する 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）の実施に向けた検討結果について ・コロナ禍においても、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を「社会的検査」として位置づける ・介護や保育等の現場で、接触を避けられない職員を対象に実施する ・1日あたり約1,000人を対象として実施	資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定 資料の修正を行ったうえで、付議のとおり決定	における資料の修正点 ・現行、現在といった言葉の表現について整理すること ・検査件数などの数字を再度確認し、表現方法を整えること における資料の修正点 ・社会的に検査について「行政検査として社会的検査をする」という記載を加える。（ただし、本内容に関する解釈については、厚労省に確認をとる） ・検査対象について対象となる人数を再確認する 障害者団体や学校関連の人数も参考として記載に加える ・事業費について検査の陽性率をどうみるかなどの未定な部分があるため、金額については概算額を記載する。ただし、概算額の算出根拠を記載すること 対象人数に関して、「仮定」ではなく、「想定」という表現にする ・今後の取組みについて今回は、介護や保育を優先的に「第一段階」として取り組むとの表現にする ・別紙 社会的検査の手法の例示に記載の「陽性の場合」の記載について、「保健所」につなぐ表現があるが、調整中とする。	8月24日（月）
令和2年8月21日	第24回	審議事項	「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の活用（2回目）及び寄附募集方法の更新（第2弾）について	《政策経営部》 《保健福祉政策部》 《障害福祉部》	4月30日より募集を開始した「世田谷区新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金」の2回目の活用方法を決定すること及び「PCR検査体制の拡充」に使途を限定した寄附を第2弾として行うことを決定する。	2回目の活用方法については、すでに決定しているため、「PCR検査体制の拡充」に使途を限定した寄附の募集を行うことのみを決定する。	資料の修正点 ・寄附金の2回目の活用方法については、報告事項として資料を修正する。 その他 ・寄附募集について、より一層広報を行うこと	8月24日（月）
令和2年8月21日	第24回	報告事項	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童養護施設退所者等支援事業の緊急見直しについて	子ども・若者部				未定

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年8月26日	第25回 (書面開催)	審議事項	保育施設等関係者が新型コロナウイルス感染症に罹患した際の臨時休園等に伴う保育料等の取扱いについて	保育部	認可保育園等の関係者が感染し、施設が区の要請に応じて臨時休園等の措置を実施した場合に、令和2年2月27日内閣府事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付等の取扱いについて」に基づき保育料等の減免等の措置を行うことを決定する。なお、認証保育所等についても、同様に保育料の補助を実施する。	付議のとおり決定		あり(8月27日予定)
令和2年9月1日	第26回 (書面開催)	審議事項	新型コロナウイルス感染予防対策について	《保健福祉政策部》 《世田谷保健所》	7月29日付で決定した「新型コロナウイルス感染症予防の取り組みと今後の対応について」に関して、8月28日時点での更新(速報値)を行ったため、その内容について本部において決定する。 なお、決定した内容については、9月2日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定		あり(9月2日予定)
令和2年9月1日	第26回 (書面開催)	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて	《保健福祉政策部》	第2波の到来とも呼べるような状況のなか、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来のPCR検査の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組む。 なお、決定した内容については、9月2日の福祉保健常任委員会で報告する。	付議のとおり決定		あり(9月2日予定)
令和2年9月24日	第27回	報告事項	PCR社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)における現時点の取組み状況について	《保健福祉政策部》		報告事項のため、決定事項なし		なし
令和2年9月25日	第28回 (書面開催)	審議事項	10月以降の区主催イベントへの対応について	《政策経営部》		付議のとおり決定		あり(9月25日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年9月28日	第29回	審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査第1段階の実施について	《保健福祉政策部》	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査について、第1段階の実施内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。	・社会的検査の実施にあたっては、施設所管部と適切に役割分担を行い、感染症対策の再周知と合わせて、事業を周知すること。 ・介護施設への周知内容については、第2段階以降に実施する施設所管部に適切に引き継ぐこと。 ・事業内容は、今後の感染状況や、国や都の新たな検査方法や取組み、基準の変更等に応じて、適宜見直すなど、可変性があることを確認した。	あり（9月28日）
		審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続きの開始について	《保健福祉政策部》	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査について、第2段階以降の実施に向けた公募型プロポーザル方式による手続き内容について決定する。	付議内容について、本部資料のとおり決定する。		あり（9月28日）
		報告事項	介護事業所等を対象としたPCR検査（社会的検査）の実施について	《保健福祉政策部》		報告事項のため、決定事項なし	当会議の審議事項について、区民向け区HPに関する報告	あり（9月28日）
		報告事項	[介護事業所向けお知らせ]介護事業所等を対象としたPCR検査（社会的検査）の実施について	《高齢福祉部》		報告事項のため、決定事項なし	当会議の審議事項について、介護事業所、高齢者施設管理者に対する情報提供資料の報告	あり（9月28日）
		報告事項	世田谷保健所の体制強化について	《世田谷保健所》		報告事項のため、決定事項なし		あり（9月28日）
		その他	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部における第二回有識者との意見交換の実施について			現時点の区の取り組み状況等について、再度有識者と意見交換を実施する。	実施時期については、有識者の方と調整を行い、決定する。	
令和2年10月20日	第30回	審議事項	有識者との意見交換における案件について		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の案件の確認および使用する資料の確認を行う。			
			新型コロナウイルス感染症予防の取組み	《政策経営部》 《世田谷保健所》		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。	区全体の新型コロナウイルス感染症対策に関する対応表を作成し、資料に追加をする。	なし
			新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	《経済産業部》		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。	の案件にて説明を行う部分については、内容が被るデータもあるため、調整を行う。	なし
			世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	《保健福祉政策部》		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。	の案件にて説明を行う部分については、内容が被るデータもあるため、調整を行う。	なし
			社会的検査における今後の方向性について	《保健福祉政策部》		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）の、案件とする。	・有識者との意見交換の趣旨を踏まえ、文言を調整する。 ・別紙に記載の介護事業所の検査希望者に関するデータについて、施設種別ごとの希望者数等に関するデータを追加する。	なし
			高齢福祉事業所への支援について	《高齢福祉部》		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（有識者との意見交換）には、案件として出さないこととする。		なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年10月21日	第31回		有識者との意見交換	—	<p>区では、第3波の到来や新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定される状況のもと、引き続き感染症対策に万全を期すとともに、経済活動との維持両立など、区民生活を支える更なる戦略的な施策を実行していくことが求められていることから、令和2年10月21日（水）に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、各分野の有識者をお招きし、今年度2回目となる「有識者との意見交換」を実施し、区の概況報告及び現状分析、各分野における総合的な施策展開についての意見交換を行うとともに、多様な視点からのご意見を伺った。</p> <p><議事> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 総合的な施策展開についての意見交換 （1）新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について （2）世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について （3）社会的検査における今後の方向性について （4）その他 4 閉会</p>	<p><有識者との意見交換において出た主な意見> ・区内学生寮等で発生している大規模なクラスターに対して、迅速に情報収集して対応していくことが重要である。 ・夜間人口が多い世田谷区において、テレワークなどを通して昼間人口が増えていくことで、経済効果が生まれるのではないかと。 ・生活困難の状況や、孤立・孤独、暴力・虐待問題など、人と人との関わりの問題を、リアルタイムに小地域でつかむ、汲み取れる仕組みをつくり、対応していくことが必要。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が長引いてきているため、中間段階で検証し、それを活用していくことが必要である。 ・地域コミュニティにもIT関連が使える比較的若い世代が入っていき、オンラインの活用を進めていることで、コミュニティをつなげることもあるため、その点に対して様々な支援をしていくということも考えの一つである。 ・社会的検査を実施していくうえで、コストや体制、環境整備を丁寧かつ具体的に検討していくことが重要である。 ・今後第3波がきて、感染が拡大してきた場合には、すぐに有症状の検査の拡充に切り替えられる体制が重要である。</p>		議事録11月5日に全議員へ情報提供

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年10月23日	第32回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	《政策経営部》		報告事項のため、決定事項なし	11月の常任委員会での報告に向けて、資料の修正を行う	資料の修正後、再度本部にて資料確定後、情報提供を行う
		報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	《保健福祉政策部》		報告事項のため、決定事項なし	11月の常任委員会での報告に向けて、資料の修正を行う	資料の修正後、再度本部にて資料確定後、情報提供を行う
		審議事項	今後の地域経済対策について	《経済産業部》	新型コロナウイルス感染症の影響により影響を受けている事業者に対する今後の経済対策の方向性について決定する。	決定事項なし	11月の常任委員会での報告に向けて、資料の修正を行う。 資料の修正後、再度審議を行う	資料の修正後、再度本部にて資料確定後、情報提供を行う
		審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査における11月以降の対応について	《保健福祉政策部》	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査における11月以降の対応について、以下の内容について決定する。 11月以降の検査会場の確保について、資料に記載の場所を会場として確保する。 10月から実施している社会的検査に関する区内医療機関との契約について、11月30日まで延長する。 社会的検査による陽性者発生後の定期検査を「月1回*3か月」実施することをルール化する。 社会的検査における陽性者が発生した場合の随時検査について、小中学校教職員および新BOP職員を追加する。	付議のとおり決定する		他の案件資料と合わせて情報提供を行う
令和2年11月2日	第33回 (書面開催)	報告事項	新型コロナウイルス感染症の区内の感染状況	《政策経営部》		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和2年11月2日)
		報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の経済状況及び支援策について	《経済産業部》		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和2年11月2日)
		報告事項	世田谷区社会福祉協議会の特例貸付、住居確保給付金及び生活保護、子育て世帯への支援等の状況について	《保健福祉政策部》		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和2年11月2日)
		審議事項	区立中学校における修学旅行の中止に伴う費用の公費負担について	《教育委員会事務局》	区立中学校において新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したことに伴い発生した費用について、公費により負担する	付議のとおり決定する		あり(令和2年11月2日)
令和2年11月2日	第34回 (書面開催)	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る地域経済対策について	《経済産業部》	更なる地域経済対策として、以下2点の経済対策を実施する 区内飲食店への「せたがやPay」等を活用した支援事業 介護事業等の人材不足産業を中心とした、短時間・短期間の雇用マッチング支援事業	付議のとおり決定する		あり(令和2年11月4日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年11月9日	第35回 (書面開催)	審議事項	新型コロナウイルス感染症に係る区内の社会経済状況について	《経済産業部》	区内の社会経済状況の確認及び現状を踏まえた以下の3点の対応方針について決定する オンラインイベントなど、新たな手法を活用した地域活動等の支援 今後増加していくことが想定される生活困窮や、活動が制限されていることによる精神的なストレスなどを抱えた子ども等に向けた支援 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが落ち込んでいる区内事業者や、解雇や休業の影響を受けた方の就労等の支援	付議のとおり決定する	11月10日に開催する区民生活常任委員会及び11月11日に開催する福祉保健常任委員会にて、本件について報告する	あり(令和2年11月9日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供	
令和2年11月19日	第36回	審議事項	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について	《高齢福祉部》	社会的検査に係る「高齢者・障害者施設への支援事業」の拡充について、以下の2点を決定する。 区と職員相互派遣に関する覚書を締結した特別養護老人ホームに対する感染防護支援金について、上限額10万円から100万円とする 区が実施する社会的検査により陽性者が判明した場合における施設支援金を、上限額10万円から100万円とする。	支援拡充に関する方針のみ決定する	・資料および支援内容について、引き続き精査する。 ・特別養護老人ホームとの「区と職員相互派遣に関する覚書」の締結については、早急に進めていくこと	なし	
		その他	自宅療養者フォローシステムの活用について					陽性者から体調に関する情報提供を受けるためのアプリの活用を早急に開始すること	なし
		その他	社会的検査の本格的実施に伴うコンタクトトレーサー等の体制に関する情報共有					社会的検査の本格実施に伴い、コンタクトトレーサー等の体制も強化する必要があるため、業者委託の対応や、内部の人員体制などについては、本部会議の場等を活用して関係所管と情報共有を行い、必要な対応を組織全体でとれるようにしておくこと	なし
		その他	補助金の活用について					特別交付金、臨時交付金など、各種補助金を少しでも多く交付されるように申請の時期や、手法についてよく検討をしておくこと	なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年12月3日	第37回	審議事項	新型コロナウイルス感染症の第3波に向けた勤務態勢について	《総務部》	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、以下の点について決定する。 職員の感染予防・感染拡大防止対策を改めて庁内に周知し徹底を図る 職場の分散について、改めて庁内に実施するよう周知する 今後の職員体制について、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の増大に対応するため、柔軟な対応を行い、合わせて新たな執務場所を確保を進める	付議のとおり決定する	1 - (1) における「体調不良」の表現について、誤解を生まない内容に修正をする。	あり（令和2年12月4日）
		審議事項	区主催イベント及び区民利用施設の対応について	《政策経営部》	区主催イベント及び区民利用施設については、以下の点について決定する。 ・当面の間は、国や東京都から新たな方針が示されたり、感染状況の変化等がない場合、現行の対応を継続する。 ・施設使用料等については、東京都から可能な限り不要不急の外出を控えるよう要請が出された令和2年11月25日から12月17日の期間のキャンセル料や納付済みの使用料は、還付または免除とする。	付議のとおり決定する	なし	あり（令和2年12月4日）
		審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	《経済産業部》	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下3点について事業内容を変更する ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	・決定事項はなし。内容について、確認及び協議を行った。 ・第4次補正予算の議決後、感染状況等を考慮し改めて対応を決定する。	なし	なし
		審議事項	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）における現状と課題を踏まえた対応策について	《保健福祉政策部》	社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）について、現状と課題を踏まえ、令和3年2月・3月における対応策等、以下5点について決定する。 ・定期検査の対象追加について ・社会的検査業務委託の契約期間の延長等について ・スクリーニング検査の実施について ・区内医療機関（第1段階）の契約終了について ・社会的検査の拡大に伴う積極的疫学調査の体制強化について	令和3年2月以降の対応策の方向性については了とし、各項目の詳細や予算措置については、別途決定することとする。	なし	あり（令和2年12月4日）
		審議事項	今後の新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に向けた体制整備等について	《世田谷保健所》	新型コロナウイルスワクチンの住民接種の実施に向け、新型コロナウイルス感染症対策本部の事業継続対策部会に住民接種班を加え、庁内体制を整備し、検討を進めていく。	付議のとおり決定する	議会提供用資料については、本部会議資料を決定内容にあわせ修正する。	あり（令和2年12月9日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年12月9日	第38回	審議事項	「せたがやPay」を活用した個店支援事業の一部変更について	《経済産業部》	新型コロナウイルス感染症が再び拡大している状況を踏まえ、以下3点について事業内容を変更する ・「せたがやPay」のプレミアム付電子商品券の販売方法を抽選へ変更 ・飲食店応援キャンペーンの事前登録クーポンの配布方法の変更 ・飲食店応援キャンペーンのポイントの利用範囲の拡大	付議のとおり決定する		あり（令和2年12月9日）
令和2年12月14日	第39回	審議事項	インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行へ備えた検査体制について	《保健福祉政策部》	季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行への備えとして、世田谷区医師会、玉川医師会に委託実施している夜間休日診療所等の検査体制の拡充について決定する。	付議のとおり決定する	12月17日に開催する福祉保健常任委員会にて、本件について報告する	なし
令和2年12月21日	第40回	審議事項	一時預かり事業に対する支援について	《子ども・若者部》 《保育部》	区の要請に基づき利用停止等の措置を行ったことに伴い、利用料収入が減少した一時預かり事業について、事業の継続と人材確保の安定を図るため、支援を行うことを決定する	付議のとおり決定	資料に記載の「今後のスケジュール」について再確認を行い、修正する	あり（令和2年12月21日）
		審議事項	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて	《保育部》	新型コロナウイルス感染症に伴う認可保育園保育料等の取扱いについて、以下2点について決定する。 ・保育施設関係者が感染したことによって施設が臨時休園等の措置を実施した際の保育料等の日割り計算対応及び補助の実施について、令和3年1月以降も実施する。 ・保育料等減額の一つである「主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は適用外）」の減額について、適用期間を最大6か月に延長する。	付議のとおり決定		あり（令和2年12月21日）
		審議事項	令和3年度新型コロナウイルス感染状況を踏まえた乳幼児健診の実施について	《世田谷保健所》	令和2年度7月から乳幼児健診について密を避け一回の健診人数を絞ることや受診対象年齢の延長などとして感染対策を実施しているが、令和3年度についても同様の健診体制を維持することを決定する。	付議のとおり決定		あり（令和2年12月21日）
		その他	<年末年始の対応について> 総合経営相談窓口（中小企業者向け）	《経済産業部》			HP、Twitter等を活用して、区民へ早急に情報提供を行うこと。	あり（令和2年12月21日）
			<年末年始の対応について> 世田谷保健所の防疫体制等	《世田谷保健所》				あり（令和2年12月21日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和2年12月23日	第4 1回	報告事項	新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際の各施設及び事業者への対応について	《総務部》		報告事項のため、決定事項なし	・年末年始期間中に各施設及び事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、保健所から連絡する施設担当所管の緊急連絡先を設定すること ・本部配布資料に記載の無い施設や関連する外郭団体などの担当所管についても同様の対応をとること	なし
		報告事項	区関連施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者発生時の議員への情報提供対応の流れについて	《総務部》		報告事項のため、決定事項なし		なし
		その他	年末年始の世田谷保健所の新型コロナウイルス感染症の防疫体制等について			(12月21日本部決定事項)	改めて内容を確認し、情報を共有	なし
令和2年12月28日	第4 2回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施(案)等について	《世田谷保健所》	新型コロナウイルスワクチンの住民接種に向けた実施概要及び住民接種事務の運営委託に係る内容について決定する	付議のとおり決定する。	【住民接種事務委託について】 ・再委託率の想定や選定委員会の内容について調整を進めること ・エラー率の想定をすること ・集団接種予約システムについては、国からシステムが提供された場合については、当該システムを活用すること	あり(令和2年1月4日予定)
		審議事項	新成人のつどい(成人式)を中止する場合の対応	《生活文化政策部》	都内の感染状況は拡大傾向にあり、式典3回合わせて3,600人を集めるイベントを開催することは、さらに感染を拡大させてしまう恐れがあるため、新成人のつどいを中止することを決定する	付議のとおり決定する。	・区民が誤って会場に来ないように、周知を徹底すること	あり(令和2年12月28日)
		審議事項	在宅要介護者の受入体制整備事業について	《高齢福祉部》 《障害福祉部》	介護が必要な在宅の高齢者や障害者について、介護している家族等が新型コロナウイルスに感染した場合の一時宿泊施設の体制整備事業について決定す	付議のとおり決定する。	・想定する利用者数について追記すること	あり(令和2年12月28日)
		報告事項	新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について	《政策経営部》		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和2年12月28日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和3年1月8日	第43回	審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を踏まえた区の対応について	《政策経営部》	<p>国による緊急事態宣言の発出と、同日に都が公表した緊急事態措置による施設の使用制限やイベントの開催制限の要請を踏まえ、区民利用施設及び区主催イベントの今後の対応について、以下の3点を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民利用施設及び区主催イベントについては、運営を継続する ・区立幼稚園及び小・中学校については、学校運営を継続する ・社会福祉施設等については、施設運営等の継続を原則とし、施設の感染状況などに応じて、利用者への協力を求める 	付議のとおり決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・区民利用施設及び区主催イベントにおける感染状況の部分について、実際の感染状況を確認のうえ、表現をあらためること ・別紙2「社会施設等の対応」について、介護施設及び保育施設は、詳細は各所管作成の別紙に記載されていることを、注釈として追記すること 	あり（令和3年1月8日）
		審議事項	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を受けての区の業務態勢等について	《総務部》	<p>国による緊急事態宣言、東京都による緊急事態措置を踏まえ、今後の区の業務態勢等について、以下の2点を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月29日付2世総第238号通知で示した業務態勢等の取り組みを継続する ・妊娠中の職員及び重症化しやすい職員の在宅勤務及び妊娠中の職員への配慮について、国の取り組みが1年延長された 	付議のとおり決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・部長名の通知ではなく、依命通達の形で全庁に周知すること ・明日（1/9）以降、土日に勤務をする職員もいることから、本日中午に周知すること 	なし
		審議事項	緊急事態宣言を受けての保育の対応について	《保育部》	<p>国による緊急事態宣言を受け、今後の保育施設等運営について、以下の2点を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「新しい日常における保育」通常保育（保育対応レベル1）から規模を縮小した保育（保育対応レベル2）へ移行する ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、区内保育施設等利用者に対して、登園自粛をお願いし、園運営を継続する 	付議のとおり決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「職員や園児に感染者が発生した場合、同じクラスを担当する職員や園児の大半が濃厚接触者となり」の部分を変更すること ・「園児と職員の密着が避けられない」など保育園の特殊性について、追記すること ・学童保育の取扱いとの違いについては、利用者へ丁寧に説明すること 	あり（令和3年1月8日）
		報告事項	新型コロナウイルスワクチン接種に関する「有識者との意見交換」の実施に	《総務部》		報告事項のため、決定事項なし	なし	あり（令和3年1月8日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和3年1月15日	第44回	審議事項	新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施に向けた推進体制の構築について	《世田谷保健所》	新型コロナウイルスワクチン住民接種の運営を万全なものとするため、全庁をあげた推進体制を構築する。	全庁体制で実施する方針のみ決定する。		なし
令和3年1月18日	第45回		有識者との意見交換		<p>国は、令和3年前半での国民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「コロナワクチン接種」）の実施をめざし、都道府県、保健所設置市および特別区に対し、コロナワクチン接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを求めており、このことを踏まえ、区民の命と健康を守るため、当該ワクチンの日本での薬事承認後、区民全員へのコロナワクチン接種の速やかかつ円滑な実施に向け、庁内体制を整備している。有識者にご出席いただき、現状と課題を提起したうえで、各有識者に多様な視点からご意見を伺った。</p> <p><議事></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区の概況報告および現状分析について 3 新型コロナウイルスワクチン接種についての意見交換 4 閉会 	<p><有識者との意見交換において出た主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に新型インフルエンザワクチンの接種を行った際に予約などの事務手続きが非常に大変であった。このため、今回の集団接種にあたっては、対応方法を十分に検討する必要がある。 ・海外などでは屋外にテントを設置してワクチンの集団接種を行った事例もあるが、気候の影響を受けるため、屋内で実施するほうが良い。 ・ワクチンの接種にあたり、看護師の確保が非常に難しいため、接種会場を分散するのではなく、大きい会場に集約することで、足りない人数を補う体制を組むことも考えられる。 ・ワクチンを接種した後の副反応の観察時間については、アナフィラキシーショックなどへの対応も考えられるため、国が示している30分程度の時間を設けることが必要である。 	2月4日に議事録を情報提供	
令和3年1月19日	第46回	審議事項	新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等における令和3年度の対応等について	《保健福祉政策部》	現在、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査体制等について、感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者を対象としたPCR検査（従来型検査）や、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）等を実施している。これらについて、区内の感染状況や各検査の実施状況等を踏まえ、令和3年度の検査規模及び体制など、かかる対応を決定する。	付議のとおり決定する。	特になし	あり（令和3年1月19日）
令和3年1月28日	第47回	審議事項	新型コロナウイルスワクチンの接種に向けた集団接種会場の確保について	世田谷保健所	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、区民の集団接種会場を確保するため、利用予定施設の区民利用を停止し、集団接種会場として使用することを決定する。	集団接種会場については、資料のとおり決定する。接種予約やワクチンの供給状況等により、今後会場の拡充や縮小等について、柔軟に変更する。	施設の運営等については、継続的に審議する。	あり（令和3年1月28日）
		審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	新型コロナウイルスワクチン住民接種に向けて、庁内体制をより強化するため、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の住民接種班の構成を以下のとおり変更する。 副班長に、「総合支所のうち区長が指定する者」を加える 班員に「総合支所各課」を加える	付議のとおり決定		なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和3年2月1日	第48回 (書面開催)	審議事項	令和3年2月8日以降の保育の取り扱いについて	保育部	緊急事態宣言の期間が令和3年3月7日まで延長された場合、延長後の保育の取り扱いについては、引き続き縮小保育(保育対応レベル2)を継続することとする。	付議のとおり決定		あり(令和3年2月3日)
令和3年2月4日	第49回	報告事項	新型コロナワクチン住民接種事務に関する委託契約の概要について	世田谷保健所		報告事項のため、決定事項なし	特になし	なし
		報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし	特になし	あり(令和3年2月9日)
		審議事項	緊急事態宣言延長を踏まえた区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、2月7日から3月7日まで延長されたことを踏まえ、区施設や区主催イベントについては、令和3年3月7日まで現行の対応を継続する。	付議のとおり決定する	特になし	あり(令和3年2月4日)
		審議事項	くみん窓口・出張所の混雑期における密回避について	地域行政部	混雑期を迎えるくみん窓口・出張所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、混雑緩和を図るため、区民の来庁時間や来庁場所の分散につながる集中的な取り組みを実施する。	付議のとおり決定する	・取り組み時期については、可能なものから実施するなど効果的になるよう工夫を図ること。 ・取り組みのひとつとして挙げている「職員の兼務期間」については、別途、総務部と協議すること。	あり(令和3年2月8日)
		審議事項	高齢者・障害者施設等への支援事業の拡充について	高齢福祉部 障害福祉部	すでに実施している高齢者・障害者施設等への支援事業について、下記のとおり拡充する。 感染防護支援金の補助対象経費の拡充 陽性者発生時支援金の補助対象経費及び上限額の拡充 感染防護用品の管理・供給事業における対象品目及び数量の拡充	付議のとおり決定する	・事業経費及び財源について精査すること。	あり(令和3年2月9日)
		審議事項	自宅で療養する新型コロナウイルス感染症陽性患者への対応について	世田谷保健所	新型コロナウイルス感染症陽性者の中で、入院病床・宿泊施設を利用できない自宅療養者に対して、下記のとおり対応する。 入院調整が必要な者に対して、保健所保健師による1日1回の体調確認(電話)を行い、呼吸苦等の症状が出現した場合は、速やかに入院調整を行う。 都フォローアップセンターの対象外の陽性者もしくは入院調整が必要となる可能性が高い患者に対して、健康観察及び相談窓口の機能を持つ「区健康観察センター」を設置する。 軽症かつ65歳未満の陽性者に対して、都フォローアップセンターの枠組みを利用し、健康観察を行う。 パルスオキシメーターの配布 食料品の配送	大枠について、付議のとおり決定する	・財源について、精査すること。 ・食料品の配送について、再度、品目を検討すること。 ・「区健康観察センター」について、名称を再考すること。	あり(令和3年2月8日)

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和3年2月18日	第50回	審議事項	令和3年3月1日以降の保育の取り扱いについて	保育部	国の緊急事態宣言延長及び区内保育施設の感染報告を踏まえ、施設利用者に対しては、引き続き登園自粛の協力をお願いし、園運営を継続してきた。1月下旬以降、区内保育施設における感染報告数は減少し、2月に入ってから著しく減少していることから、「通常保育（保育対応レベル1）」へ移行し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を徹底した上で、園運営を継続	付議のとおり決定	区内の感染状況は引き続き予断を許さない状況であることから、保護者に対しても、感染症拡大防止対策への協力についてお願いするよう表現を工夫すること。 （新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会（令和3年2月18日開催）における意見）	あり（令和3年2月22日）
令和3年2月22日	第51回	審議事項	世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画（令和3年2月22日時点）の策定について	住民接種担当部	区の住民接種に関する方針や体制整備、接種に伴う業務等について必要な事項を定め、接種に携わる区職員、区内向医師会、区内医療機関、その他関係者等と共有することで、迅速かつ安全な住民接種を行うことを目的として、「世田谷区新型コロナワクチン接種実施計画」（令和3年2月22日時	計画策定に関する方針について決定する。	現段階では不確定要素が多いことから、引き続き国や都の動向を注視するとともに、計画の内容を決定事項と未確定事項に分け、計画の更新を図ること。	なし
令和3年3月4日	第52回	審議事項	3月8日以降の区の対応について	政策経営部	国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置の期間が、2週間程度再延長される見込みとなったことを踏まえ、区施設や区主催イベントについて、延長期間中は現行の対応を継続す	付議のとおり決定する。	再延長期間が「3月21日」で終わるとは言い切れないため、期限について、さらなる延長も想定した表現にあらためること。	あり（令和3年3月4日）
		審議事項	新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施における4月以降の対応について	住民接種担当部	国が示した4月のワクチン供給量を踏まえ、4月以降の区の住民接種の対応については、下記のとおりとする。 ・当面の間、区に供給されるワクチンは高齢者施設入所者への接種に優先して活用する。 ・集団接種会場は、ワクチン供給量に応じた開設順を定めるとともに、一部については4月1日から5月5日までの間、区民利用のために一般開放する。 ・接種券（高齢者用）の送付は、一斉送付の時期を4月23日と想定し、区分を「75歳以上」と「65歳から74歳未満」に分け、2段階で行う。 ・区民周知は、接種券の一斉送付に先立ち、区のおしらせ特集号を全戸配付するほか、区ホームページ、区ツイッ	それぞれの考え方については、付議のとおり決定する。なお、具体的な内容は、今後、ワクチンの供給量やスケジュールが明らかになり次第、あらためて協議することとする。	・10月以降の区民施設の利用については、個々の会場の事情や接種状況などを勘案し、会場ごとに対応を判断する。また、接種スケジュールが不透明であることから、施設利用のキャンセルに伴う各種対応は、丁寧に進めること。 ・広報について、国や都の示す新たな情報を迅速に発信するため「区のお知らせ（号外）」の発行など、柔軟な対応に努めること。	あり（令和3年3月4日）
		報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし		あり（令和3年3月4日）

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
令和3年3月19日	第53回	審議事項	緊急事態宣言解除に伴う区の対応について	政策経営部	緊急事態宣言解除後の区施設や区主催イベントの対応については、下記のとおりとする。 ・3月22日から31日までの期間、区民利用施設の開設時間を21時までとするとともに、21時以降の区主催イベントは休止する。 なお、東京都による集会施設等の短縮依頼が、3月31日以降も継続された場合は、引き続き区民利用施設等も21時までとする。また、時間短縮依頼が終了または22時以降となった場合は、準備が整った施設から、順次、通常の時間での運用へと移行する。 ・当面の間、マスクなしでの会食による感染拡大の防止を図るため、区民利用施設の飲食を伴う利用は休止し、飲食を伴う区主催イベントは休止とする。 ・区民利用施設及び区主催イベントの収容率を50%以下とする取扱いにつ	付議のとおり決定する。	・開設時間等の短縮について、今回、それまで20時であったものが、21時に延長することも踏まえ、区民にとってわかりやすい表現にあらためること。	あり(令和3年3月19日)
		報告事項	世田谷区内の新型コロナウイルス感染状況	政策経営部		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和3年3月19日)
		報告事項	国による緊急事態宣言の解除を受けての区の業務態勢等について	総務部		報告事項のため、決定事項なし		なし
		報告事項	生活に困窮される方への支援(緊急小口資金等の特例貸付・住宅確保給付金)について	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし		なし
		報告事項	新型コロナウイルス感染症に係る生活困窮対策の状況について(令和3年2月末現在)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし	・特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)と住居確保給付金に状況報告については、申請受付件数だけではなく、貸付(または支給)金額の総額を記載すること。	あり(令和3年3月23日)
		報告事項	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)について	子ども・若者部		報告事項のため、決定事項なし	・予算をはじめ事業規模について、情報収集につとめ、可能な限り早く把握すること。	なし
令和3年3月23日	第54回	審議事項	新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会構成の一部改正について	総務部	令和3年4月1日付組織改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事業継続対策部会の構成を一部変更	付議のとおり決定する。	各所属においては、管理職及び係員が部会構成員であることの意識づけに努めること。	なし
		審議事項	新型コロナウイルスワクチン高齢者施設等における接種について	高齢福祉部 住民接種担当部	4月に供給されるワクチンについては、クラスター抑止の観点から特別養護老人ホームにおいて接種する。受け入れ体制や接種後の環境整備踏まえ、先行3箱の接種施設を選定する。	付議のとおり決定する。	・対象施設数について、これまでの説明内容を確認したうえで、修正すること。 ・接種規模について、箱数で表記するだけでなく、人数も追記すること。	あり(令和3年3月23日)
		報告事項	緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応方針(検討状況)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし		あり(令和3年3月23日)
		報告事項	社会的検査の実施期間の延長に伴う対象施設等への積極的な受検要請の実施について(検討状況)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし	・専門家の意見を追記すること。	あり(令和3年3月23日)
		報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について(報告)	保健福祉政策部		報告事項のため、決定事項なし		なし
		報告事項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置について	高齢福祉部		報告事項のため、決定事項なし		なし

決定日時	本部	案件種別	案件名	所管	本部における付議内容	本部における決定事項	修正点等	議員へ情報提供
		報告事項	ワクチン接種記録システムの利用に向けた取組みの方向性について	住民接種担当部		報告事項のため、決定事項なし	マイナンバーの使用に伴う「特定個人情報保護評価」の実施については、円滑に進むよう事前によく調整すること。	なし
令和3年3月25日	第55回	審議事項	社会的検査の積極的な受検要請について	保健福祉政策部	新型コロナウイルスワクチンの接種を着実に進めるために、社会的検査について積極的な受検を強く要請する。	付議のとおり決定する。	専門家の意見を聴取し、Ct値等の用語について、区民にわかりやすい表現に修正すること。	あり（令和3年3月26日）